



令和5年度版

公園愛護会の手引き

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 活動内容…………… | 1ページ上 |
| 2 ごみの回収…………… | 1ページ下 |
| 3 報償金…………… | 2ページ |
| 4 事故やケガがあったときは… | 3ページ |

東区役所 維持管理課 公園係

電話 092-645-1058

FAX 092-632-8999

〒812-8653 福岡市東区箱崎二丁目54-1

1 活動内容

いつも公園の美化にご協力いただき、ありがとうございます。
愛護会活動では、次の活動をお願いします。



活動内容	頻度	報告方法
除草	必ず月1回以上※	毎月、愛護会活動報告書(様式第5号)を区役所へ提出
清掃		
遊具やベンチ、照明、トイレなどの施設の点検		
その他(利用マナーの呼びかけなど)	随時	

※活動しない月がある場合は、年間の報償金を月割りにして、活動があった月数の相当分の支払いとなります。

2 ごみの回収

除草、清掃で出たごみは、可燃物と不燃物に分別し、必ずゴミ袋に入れて公園の入口近くに置いてください。

活動日の直近の区役所開庁日に必ず電話でお知らせください。お知らせを受けてから1週間以内に回収します。

また、公園愛護活動計画書に記載された日程に基づき回収していますので、活動日の変更や雨天などで延期した場合はお知らせください。

※ゴミ袋は、透明なものを使用してください。

※家庭ゴミとは別ラインでの回収となります。

※公園清掃用のゴミ袋を区役所でも用意しています(1公園1支給につき50袋まで)。必要な場合は、東区維持管理課の窓口にてお渡しいたします。

3 報償金（基本活動）

愛護活動に対して、報償金を支払います（愛護会専用の通帳に振り込み）。報償金は清掃用具、ゴミ袋等の購入などに役立ててください。

なお、報償金の支払いは実績払いになっていますので、年度末に愛護活動の完了を確認し、5月下旬に前年度分の報償金を支払います。

※新年度に愛護会会長が交代された場合であっても、報償金が口座に振込まれるまでは口座名義を変更しないでください。報償金が口座に振込まれたことを確認のうえ、名義の変更をお願いします。

■ 報償金額一覧

ランク	活動面積	年間報償金額
A	1,000㎡未満	28,000円
B	1,000㎡～2,000㎡未満	30,000円
C	2,000㎡～3,000㎡未満	32,000円
D	3,000㎡～4,000㎡未満	34,000円
E	4,000㎡～6,000㎡未満	36,000円
F	6,000㎡～8,000㎡未満	38,000円
G	8,000㎡～10,000㎡未満	40,000円
H	10,000㎡以上	42,000円

※公園の活動面積に応じた報償金となります。

※報償金は、年間を通じて毎月定期的に活動した場合に上記の金額となります。

※活動しない月がある場合は、年間の報償金を月割りにして、活動があった月数の相当分の支払いとなります。

4 事故やケガがあったときは

愛護会活動中の事故によるケガは、「福岡市市民活動保険制度」の対象となります。必要書類を提出していただき、事故内容を審査し、要件を満たしている場合、保険が適用されます。詳細は、連絡時に説明します。

まず、事故発生の場合は、次のことをご連絡ください。

- ① 事故発生の日時、場所
- ② 事故の傷害や物損の程度、原因、状況
- ③ 団体名、団体の代表者の氏名、住所、電話番号
- ④ 事故にあった方の氏名、住所、電話番号、年齢、性別

※事故発生から14日以内に連絡のない場合や5人以下の活動の場合、会の規約・名簿等の書類が添付されていない場合は、保険金が支払われな
いことがあります。

お問い合わせ先

何かご不明な点やお困りのことがありましたら、公園係までお気軽にお問合せ・
ご相談ください。

東区役所 維持管理課 公園係

電話 092-645-1058

FAX 092-632-8999

〒812-8653 福岡市東区箱崎二丁目54-1

